

最近の中印関係と中印国境問題

水野 光 朗

1、中印関係の現状と国境問題

近年、中国 インド関係の緊密化が顕著である。中国側の統計によれば、両国間の貿易総額は、2007年1月～11月で、前年比54%増の342億ドルに達し、2010年までに400億ドルに達する見込みである。こうした中でインドのマンモールハン・シン首相が2008年1月13日から15日にかけて中国を公式訪問し、胡錦濤国家主席や温家宝首相らと会談した。会談では、両国間の政治的信頼関係を確認した他、経済、エネルギー協力の強化、国境画定問題、ペーナズイル・ブットーパキスタン元首相暗殺(2007年12月)で政治的混乱が続くパキスタン情勢などについて話し合いが持たれた。

さらに、高い経済成長により中国は温室効果ガスの排出量で世界第二位、インドは世界第五位となっており、先進国から対策が求められる(註1)。

安全保障・軍事面では、2007年12月25日から5日間の日程で、『Hand-in-Hand』と称する中印陸軍合同軍事演習が、雲南省で実施された。この合同軍事演習は、2006年に両国間で調印された防衛分野における相互協力協定に基づくもので、テロ対策をその目的としている。

インドは、ナガランドやアッサムといった北東部でのテロに対処する必要に迫られており、他方、中国は、中国からの暴力的な分離独立運動(a violent separatist movement)が展開されている新疆ウイグル自治区においてテロ対策が求められていた(註2)。

このように、中印両国は、政治、経済、環境、そして軍事を中心として関係強化を図っている。しかしながら、両国間には国境問題が存在しており、1962年には武力衝突も発生している。2007年1年間だけで、両国政府代表による国境画定交渉は、合計3度におよんでいるが、依然として問題解決の糸口さえ見出しえていない。

そこで、以下、現在の中印関係において最大の懸案事項となっている国境問題について検討し、今後を展望したい。

2、国境問題の三区分

中印国境問題といっても、国境全線にわたって紛争が生じているわけではない。係争地を大別すると、インドのジャンム・カシ米尔州北部のラダク地方のアクサイ・チンが新疆ウイグル自治区と接する区間(西部区間)、ウッタール・プラデーシュ州からネパールを経てブータンに

いたる区間(中部区間)、そしてアルナーチャル・プラデーシュ州とチベット自治区が接する区間(東部区間)に区分することができる。1950年代後半に国境問題が顕在化して以来、両国はこの三区分に分けて国境問題を議論しており、本稿でもこの三区間ごとに検討を行う。ただし、中部区間については、係争地域が飛び地となっており、1962年の武力衝突においても武力衝突は起きなかった。したがって、本稿では、中部区間についての考察は行わない。

3、西部区間

西部区間の国境問題とは、ジャンム・カシ米尔州北西部のアクサイ・チンの帰属問題である。インドは、アクサイ・チンは自国の領土であるとして、その北方と中国が接する線が中印国境であると主張した。他方中国は、アクサイ・チンが自国の領土を構成すると主張し、アクサイ・チンの南方とインドが接する線が中印国境であると主張した。

すなわち、この区間の国境問題は、アクサイ・チンがインドに帰属するか、それとも中国に帰属するかという領土帰属の問題である。そして、18世紀から19世紀にかけて中央アジアを舞台として展開されたイギリスとロシア(帝政ロシア)との勢力拡張・相互角逐競争において、イギリスは、アクサイ・チンを含む中央アジアで科学的調査(主として地理学的調査)を実施した。国際法上、イギリスの承継国であるインドは、この科学的調査の実施を権原として、同地域はインドの領土であると主張した。他方、中国は、同地域に人は定住していないから、無主地であるとしながらも、「伝統的に

中国の一部を構成してきた」と主張した。まず、インドの主張を検討すると、科学的調査隊の派遣そのものをもって領土主権の権原たり得ないことは、パルマス島事件判決（1928年）の判示するところである。政府による継続的な実効的支配の現実の行使がなければ、領土主権の権原にはならない。したがって、インドの主張は、国際法上正当なものであるとはいえない。

次に中国の主張であるが、確かに同地域は荒地であつて人の居住に適しておらず、無人地帯である。しかしながら、「伝統的に中国の一部を構成する」であるとするならば、いかなる「伝統」であるのかを明示しなければならぬ。中国は一貫して「伝統」の具体的内容を明示しておらず、中国の主張も根拠に乏しいといわざるを得ない。

1955年、中国は新疆とチベットとを結び道路（アクサイ・チン公路）を建設した。この道路がアクサイ・チンを通過したことから、インドが中国のこの行為を国際違法行為であると非難した。これが西部区間における国境問題の発端となった。インドの抗議は、道路が開通した後になされておらず、中国はインドの抗議を受けることなく道路を建設している。政府による道路建設は、継続的な実効的支配の行使である。それゆえ、アクサイ・チン公路が通過している領域は、中国の領土であるとみなすことができる。しかしながら、中国の主張する国境は、同公路よりも南に位置する。それゆえに、中国の主張は、自国領土を過大に拡大していると考えることができよう。とはいえ、インドの主張も、外交文書による非難にとどまり、たと

えば行政官を駐在させるとか、軍を自国が主張する領域に展開させるといったことはなかった。

4、東部区間

東部区間の国境問題とは、シムラ条約（1914年）附属地図で示されたマクマホン・ラインは正当な中印国境であるかどつかという問題、換言すれば、条約の正当性をめぐる問題である。同条約に正式署名（signature）したのは、イギリスとチベットのみであった。中国は略式署名（initial）するにとどまり、正式署名をしなかった。インドは、同条約に基づくマクマホン・ラインを正当な中印国境であると主張した。他方、中国は、同ラインは不法なものであつて、正当な国境ではないと主張した。インドの主張は、イギリスが条約当事国であることを権原としていた。他方中国の主張は、チベットは歴史的に常に中国の一部を構成しており、対外条約を締結することはできないから、同条約を正当なものとして認めることはできないという論理に立脚していた。そして、1951年にチベットに人民解放軍を進駐させてチベットを「平和的に解放」した中国にとつて、チベットに対外条約締結権を付与することを前提とするシムラ条約を、合法的なものとして受容することは、不可能であった。他方、インドはイギリスの承継国である以上、同条約の合法性を否定することはできなかった。

5、小括：国境問題のゆくえ

上述した背景のもとで、1959年3月にチ

ベットで反乱が発生し、ダライ・ラマ14世がインドに亡命すると、シムラ条約の合法性をめぐって中印間で対立が生じた。当時、ダライ・ラマは、同条約に中国とは別にチベット政府全権が正式署名したことを権原として、チベットは中国とは別の国際法主体であると主張したことも、この対立に拍車をかけた。西部区間で両国は、アクサイ・チンの無主地領域に軍を派遣した（前進政策）。そして、1962年10月に武力衝突にいたるのである。武力衝突それ自体は、一ヶ月で終結したものの、国境問題は解決されることなく、今日に至っている。

1988年12月にインドのラジーブ・ガーンデー首相が中国を訪問して以来、国境画定交渉が続けられてきた。しかしながら、インドはイギリスの承継国であることを権原としてマクマホン・ライン有効論を唱え、中国は、チベットに對外条約締結権がないことを権原として同条約の合法性を否定し続けている。

このように考えると、両国の主張には両国なりの根拠があり、国境問題、とりわけマクマホン・ラインの問題での主張の隔たりをうめることはきわめて難しい。したがって、両国は今後も国境問題を棚上げにしつつ、関係強化を図るものと思われる。

（註1）『中日新聞 名古屋本社版 朝刊』、2008年1月14日
（註2）『Sino-Indian Military Exercise Focuses on Terror Threat』, in *The Statesman*, December 26, 2007. 新疆ウイグル自治区における分離主義運動については、ウイグル族による民族自決権の行使であるとも考えられ、一概に「テロリズム」であると規定することは慎重さが求められる。